

育児・介護等離職者 再雇用助成金

結婚、配偶者の転勤、
妊娠、出産、育児、介護

育児や介護などの理由で仕事を辞めざるを得なかった方が、元の職場で再び継続的なキャリアアップができる働き方を促進することを目的として、助成金を支給しています。



兵庫県マスコット はばタン

支給額 50万円 (短時間勤務正社員の場合は25万円)

再雇用助成金

常時雇用する従業員数が企業全体で1,000人以下ですか？

県内事業所で、過去に育児・介護等の理由で離職した社員を正社員(又は短時間勤務正社員)として再雇用されましたか？

事業主・対象労働者等の要件について、裏面のチェックシートによる確認結果がすべて「はい」ですか？

ひょうご仕事と生活センターに「再雇用採用決定報告書(様式1号)」を提出
※再雇用後、すみやかに提出

ひょうご仕事と生活センターに「助成金支給申請書(様式3号)」を提出
※再雇用した日から3ヶ月継続雇用した日の翌日から3ヶ月以内に提出

ひょうご仕事と生活センターに「助成金請求書(様式6号)」を提出
※支給決定後、すみやかに提出

支給額：50万円(短時間勤務正社員として再雇用した場合の支給額：25万円)
※1事業主年間2名まで

※所定様式は、ひょうご仕事と生活センターのホームページ(<http://www.hyogo-wlb.jp/sesaku/>)からダウンロードできます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

ひょうご仕事と生活センター ☎078-381-5277

- ひょうご仕事と生活センターは、「仕事と生活のバランス」を全県的に推進する拠点として、平成21年6月に兵庫県が設置しました。本助成金のほか「中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援助成金」も実施しています。あわせてご活用ください。
- ひょうご仕事と生活センターでは、企業内での「仕事と生活のバランス」の推進に関するあらゆるご相談に専門家が为您解答しています。ぜひご活用ください。

育児・介護等離職者再雇用助成金 チェックシート

チ ェ ッ ク 項 目		どちらかを○で囲む	
支給対象者(事業主)の要件			
1	常時雇用する労働者(週30時間以上勤務)が、企業全体で1,000人以下である	は い	いいえ
2	県内事業所において、育児・介護等の理由で過去に退職した社員を、正社員又は短時間勤務正社員(週20時間以上勤務)として再雇用した ※短時間勤務制社員の場合は、本人の希望により通常の労働時間への転換が可能な場合に限る	は い	いいえ
3	育児休業・介護休業及び休業者の原職復帰等について、労働協約又は就業規則等に規定している	は い	いいえ
4	これまでに労働関係法令に関する重大な違反がない	は い	いいえ
5	過去3年間に悪質な不正行為により、本来受けることのできない助成金等を受け、または受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていない	は い	いいえ
6	雇用保険の適用事業主である	は い	いいえ
7	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でない	は い	いいえ
8	国、地方公共団体、特定独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない	は い	いいえ
9	事業主の取締役等が、雇い入れられる対象労働者と3親等以内でない	は い	いいえ
10	県税の滞納がない	は い	いいえ
対象労働者(再雇用された労働者)の要件			
11	結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児、介護により離職した者である	は い	いいえ
12	再雇用された企業に3年以上常用雇用されていた者(週30時間以上勤務)である	は い	いいえ
13	離職期間が1年(介護を理由として離職した場合は3か月以上)以上6年未満である ※離職期間中、再雇用された企業以外でパートタイム労働(週30時間未満)に従事していた場合は離職していたものとみなす	は い	いいえ
14	過去に、自己都合(上記11に記載する理由を除く)により離職したことがない	は い	いいえ
その他の要件			
15	申請年度において、この助成金の支給を受けていない(又は1人のみの受給である)	は い	いいえ
他の助成金等との関係			
16	同一の対象労働者について、同一の事由により国の助成金等の支給を受けていない(受けようとしていない)	は い	いいえ



すべての項目が「はい」の場合は、助成金申請のための手続きが可能です。
詳しくは、ひょうご仕事と生活センターまでお問い合わせください!

ひょうご仕事と生活センター ☎ 078-381-5277

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター1F
FAX 078-381-5288 E-mail ▶ info@hyogo-wlb.jp URL ▶ <http://www.hyogo-wlb.jp/>